

令和4年度嘉島町高齢者施設等物価高騰対策支援金

1 支援金の目的

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及びコロナ禍における物価高騰の影響を受けて費用が増加している嘉島町内の高齢者施設等の負担軽減を図り、将来に亘り安定的な高齢者支援体制を確保することを目的として、光熱水費、燃料費、食費等の物価高騰に係る支援金を交付します。

嘉島町では、上記の物価高騰分の1/2を町独自支援分として支給します。熊本県でも同様の支援金制度があり、上記の物価高騰分の1/2を県支援分として助成しますので、県への申請後に町へ申請してください。

2 支援金の申請

(1) 交付対象者 嘉島町内の3に掲げる高齢者施設等を所管する法人
※申請は法人単位になりますので、申請の際は法人所管の全ての対象高齢者施設・事業所分を申請下さい。

(2) 申請方法等

- ① 申請書 嘉島町ホームページに掲載
<https://www.town.kumamoto-kashima.lg.jp/q/aview/279/3735.html>
- ② 受付期間 令和5年2月1日(水)～令和5年2月28日(火)
- ③ 申請方法 原則メールによる。メール等が利用できない環境の場合は郵送。
※郵送の場合は、送達過程が記録可能な書留等をお願いします。
※支援金受取予定口座が申請法人名義と異なる場合、委任状(押印必要)のみ郵送が必要です(通常郵便可)。
- ④ 提出先 嘉島町福祉課介護保険係
〒861-3192 熊本県上益城郡嘉島町上島530
電話 096-237-2576 FAX 096-237-2359
申請書提出 e-mail : kaigo@town.kashima.kumamoto.jp

3 対象施設・事業所及び支援金額

区 分	金 額
【入所系施設】	
介護老人福祉施設	
地域密着型介護老人福祉施設	
介護老人保健施設	
介護医療院	・定員19人以下 160千円/箇所
介護療養型医療施設	・定員20～39人 530千円/箇所
短期入所生活介護(空床型利用を除く。)	・定員40～69人 990千円/箇所
短期入所療養介護(空床型利用を除く。)	・定員70～89人 1,450千円/箇所
認知症対応型共同生活介護事業所	・定員90人以上 1,820千円/箇所
特定施設入居者生活介護事業所	
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	
養護老人ホーム	
軽費老人ホーム	

<p>【入所系施設(有料老人ホーム)】 有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護事業または地域密着型特定施設入居者生活介護事業の指定を受けている場合を除く。みなし有料老人ホームを含む。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定員 19 人以下 80 千円/箇所 ・ 定員 20～39 人 260 千円/箇所 ・ 定員 40～69 人 490 千円/箇所 ・ 定員 70～89 人 720 千円/箇所 ・ 定員 90 人以上 910 千円/箇所
<p>【通所系事業所】 通所介護事業所 地域密着型通所介護事業所 療養型通所介護 認知症対応型通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所 (当該事業所専有のスペースを有する場合に限る。) 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常規模型 110 千円/箇所 ※延利用者 750 人以下/月 ・ 大規模型 230 千円/箇所 ※延利用者 751 人以上/月 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所
<p>【訪問系事業所】 訪問介護事業所 訪問入浴介護事業所 訪問看護事業所 (みなし指定除く。) 訪問リハビリテーション事業所 (みなし指定除く。) 居宅療養管理指導事業所 (みなし指定除く。) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 夜間対応型訪問介護事業所 福祉用具貸与事業所 特定福祉用具販売事業所 居宅介護支援事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 80 千円/箇所

※ 入所系の定員数、通所系の事業所規模は、令和4年12月31日時点の定員とする。

※ 同一事業所が介護サービス事業と介護予防サービス事業の指定を受けている場合は、介護サービス事業のみ対象とする (介護予防サービス事業のみの指定を受けている場合は、対応する介護サービス事業として対象とする)。

※ 訪問系みなし指定事業所であっても、介護保険法で規定される専用の設備基準等を満たす場合は対象とする。